

(別記様式3)

烏川河川玉村運動場の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和3年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	佐波郡玉村町大字角淵地先
設置年月日	昭和51年7月1日(条例施行日)
敷地面積	62,771㎡(河川用地及び民有地)
主な施設・建物	簡易トイレ等(玉村町設置)

(2) 施設の設置目的

県民の余暇・レクリエーション活動への要求に応えるとともに観光誘客に努める。

(3) 指定管理者制度活用の目的

県民のレクリエーションの場を確保するため、県が玉村ゴルフ場と合わせ河川占用許可を得て設置しているが、管理運営については、地元である玉村町が持つ豊富な知識を引き続き活用することにより、施設の効用を最大限発揮し、県民サービスを向上することが可能と考えられる。

(4) 指定の期間(予定)

3年間(令和4年4月～令和7年3月)

理由:

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由:有料の県有施設はない。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額(予定)

3年間の総額 0円

(7) 施設の管理運営方針

ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上を図る。

イ 県民のレクリエーション活動を促進するため、有効な利活用に努める。

ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

- ① 施設等の維持管理に関する業務
- ② 施設の貸し出しに関する業務
- ③ 施設利用者からの相談に関する業務
- ④ 施設に係る情報の受発信に関する業務

イ 要求水準

選定要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

施設利用者数 6,000人

※過去3年間の実績の平均×1.1

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

非公募（公募）とする。（非公募対象者 玉村町）

理由：利用者の多くが地元住民であり、施設内に存在する玉村町所有の財産も含め、玉村町が一体的に管理運営を行い、住民要望に応えた効率的、効果的な管理運営を図る。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公平性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、玉村町から提出された事業計画書等について、選定要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計に関する有識者（公認会計士、中小企業診断士等）、観光・レクリエーション分野に関する有識者、施設利用代表者から5名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

- ① 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- ② 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。
- ③ 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- ④ 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、選定要項において定める。

エ 審査経過の公開

提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年 6月
選定委員会の設置	6月
審査の実施	7月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	令和4年 1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者 玉村町

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
	0		5, 776
収入合計	0	支出合計	5, 776

(3) 施設利用の実績

令和元年度実績 施設利用者数 4, 332人